

2021年5月12日

受講生規則

(目的)

第1条 この規則は、地域政策デザインスクール（以下、本スクールという。）の受講生に関して、必要な事項を定めるものとする。

(受講生心得)

第2条 受講生は、本スクールの目的が、自立的な地域経営を担う高度人材の育成と、社会の課題解決に貢献する教育及び研究を目的とするものであることを踏まえ、政策立案に関する知識を習得するとともに、良好な受講環境を作るよう努める。

(遵守事項)

第3条 受講生の遵守事項は、次の通りとする。

- 1 本スクールが定めるカリキュラムを遵守すること
- 2 本スクールのプログラムを受講するにあたり、本スクールの講師及び運営事務局の指示及び指導に従うこと
- 3 遅刻、早退又は欠席をしてはならない。やむを得ない理由により、遅刻、早退又は欠席をする場合には、あらかじめ運営事務局に届出なければならない
- 4 本スクール及び本スクールの講師、他の受講生の名誉及び信用を毀損し、又はそのおそれのある行為をしてはならない
- 5 本スクール又は本スクールの受講生の名誉や信用を毀損する内容又はそのおそれのある内容をソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、動画サイト、又はインターネット上の掲示板等へ投稿してはならない
- 6 他の受講生に対し、当該受講生が所属する企業の製品及びサービスの販売勧誘又はこれに類似する行為を行ってはならない
- 7 その他、上記に準ずる事項で本スクールの運営に支障をきたし、又は支障をきたすおそれのある行為をしてはならない

(受講の停止又は退講)

第4条 受講生が次に掲げる事項に該当する場合、受講を停止し又は退講とする。

- 1 遅刻又は欠席が著しい場合
- 2 本規則に定める事項に違反した場合
- 3 本スクールの受講生としてふさわしくない言動等があった場合
- 4 本スクールの運営に著しい支障を生じさせた場合